

70 歳未満の方へ限度額適用認定証のお知らせ

70 歳未満の方の入院に係る高額療養費を現物給付化し、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができる制度があります。この制度を利用するには、事前に保険者（国保の方は市役所・国保組合、社保の方は協会けんぽ・共済組合・健康保険組合）に申請をして、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。

窓口で「限度額適用認定証」を提示されましたら以下のような負担額で計算いたします。

交付を受けられましたら、できるだけ早く窓口にお持ちください。入院した月の月末までに提示がない場合はその月分が取り扱えなくなる場合がございますのでご注意ください。

退院前日までに提示できない場合はご相談ください。

病院へ提示できなかった場合は、2～3 ヶ月後に高額療養費として後から戻ってきます。手続き方法は、各保険者にお尋ねください。

所得区分	自己負担限度額	食事標準負担額(1食あたり)
ア	252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 140,100 円)	460 円
イ	167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 93,000 円)	
ウ	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1% (年 4 回以降の月額上限 44,400 円)	
エ	57,600 円 (年 4 回以降の月額上限 44,400 円)	
オ	35,400 円 (年 4 回以降の月額上限 24,600 円)	210 円

